

非典型財産の相続実務
—金融商品、デジタル財産、知的財産、
地位・権利、特殊な不動産・動産等—

—お詫びと訂正—

本書に誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げます。

お手数をお掛けいたしますが、下記のとおりご訂正のうえ、ご利用賜りますようお願い申し上げます。

記

232 頁 下から 10～4 行目（下線部分）

誤	正
その上で、被相続人の事業を承継して火薬類を製造、販売、<u>火薬庫の設置</u>、消費（火薬類を廃棄以外の目的で爆発又は燃焼させること）するためには、都道府県知事の許可が必要であるところ（火薬 3・5・12①・25①）、被相続人がこれらの許可を得ていても、その地位は相続されないため、相続人は改めてそれぞれの許可申請を行わなければなりません。 <u>加えて、火薬庫については、…</u>	その上で、被相続人の事業を承継して火薬類を製造、販売、消費（火薬類を廃棄以外の目的で爆発又は燃焼させること）するためには、都道府県知事の許可が必要であるところ（火薬 3・5・25①）、被相続人がこれらの許可を得ていても、その地位は相続されないため、相続人は改めてそれぞれの許可申請を行わなければなりません。 <u>なお、火薬庫の設置の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることにより足りる（火薬 12 の 2②、火薬規 14 の 2）。</u> 火薬庫については、…

2026 年 8 月

新日本法規出版株式会社